

Ⅷ 知的財産

1 総説

知的財産分野においては、わが国産業の国際競争力の強化を図る必要性が増大している状況に対応して、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、2003年3月、内閣に知的財産戦略本部が設置され、その後、毎年各知的財産推進計画が策定され、同計画が継続的に遂行されている。これが、知的財産立国の国家戦略展開であるが、この当初から、日弁連も、知的財産政策推進本部を創設して、対処してきた。その後、2009年、「知的財産制度委員会」と上記「知的財産政策推進本部」とが発展統合して、日弁連知的財産センターが誕生し、委員85名以内とされる大きな委員会となった。日弁連知的財産センターの使命は、上記知的財産立国の国家戦略展開のなかで、日弁連としての任務を適切に見極めつつ、これを遂行することにあり、とくに、この10年間の主要な課題は、i.立法等知的財産制度改正等への提言、ii.国際的活動、iii.国内関係機関等との情報交換、iv.中小企業支援、及び、v.人財育成である。以下、これらを順次振り返る。

なお、上記知的財産政策推進本部の取組として、知的財産分野を手掛ける弁護士の養成、機動的な全国展開等を企図して、2005年、弁護士知財ネットが任意団体として設立された。弁護士知財ネットは、日弁連知的財産センターの戦略的機能が発揮される活動等において、日本あるいは海外での補完的役割が期待されており、国内外に約1,000名の会員を擁する組織となっている。

2 立法等知的財産制度改正等への提言

(1) 概観

最近は、知的財産立法等の制度改正に当たっても、パブリックコメントが実施されるが、当該手続には時間的余裕がなく、そのため、日弁連としての正式意見表明に要する時間との闘いの連続となっている。しかし、日弁連知的財産センターは、早期の情報収集など迅速かつ適切な対応を心がけ、この間、合計62件の日弁連意見表明を準備することができ

た。その内訳は、特許制度関係17件、意匠制度関係4件、商標制度関係6件、不正競争防止制度関係8件、著作権制度関係10件、知的財産推進計画関係4件、知的財産制度関係7件、コンテンツ関係1件、弁理士制度関係2件、知財人財育成関係2件、及び、ブランド宣言に関する意見表明1件となっている。

(2) ブランド宣言に関する意見表明

この最後のものは、2014年3月に実施された、ブランド宣言(標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許につき、いわゆる「公正、合理的かつ非差別的な」条件で実施許諾を行う旨の宣言)に関する知的財産高等裁判所に対する日弁連の意見表明である。本件は、知的財産高等裁判所に係属中の大合議事件において、初めての画期的な試みとして一般からの意見募集(意見募集事項:標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許についていわゆるブランド宣言がされた場合の当該特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか)が行われたもので、これに対して日弁連は、意見書を取りまとめ、意見募集要領に従い、訴訟代理人宛に提出した。同意見書の趣旨は、知的財産高等裁判所の当該意見募集の取組を高く評価しつつ、ブランド宣言がされた場合の権利行使に対する制限の検討においては、ブランド宣言による第三者のためにする契約の成否、具体的な提示条件の下でのブランド宣言への適合性、確定判決に生ずる既判力の範囲、及び(準)物権的請求権を行使するに際しての権利濫用の成否と不法行為の成否との関係につき、それぞれこれらの事項について判断すべき必要性を含めて慎重に検討すべきであり、その際には、私的自治の尊重、財産権の保障及び紛争の一回的解決に留意する必要があるとするものである。この意見募集は、米国のアマカスブリーフ制度(当事者以外の第三者が裁判所に意見書を提出して助言を行う制度で、米国連邦上訴手続規則29条及び米国最高裁判所規則37条に根拠がある)に習ったものと解され、今後のわが国における展開が期待される。

(3) 日弁連意見への期待

もともと、知的財産制度は、上記のとおり、毎年

策定される知的財産推進計画に基づき、毎年のように立法等制度改正が繰り返されてきた。さらに、直近の第5期科学技術基本計画(2016年度～2020年度)においては、わが国が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0」(仮想空間及び現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会)が提唱されており、同社会では、IoT(Internet of Things)、人工知能(AI)等の全く新しい科学技術の発展が促進されるため、知的財産制度改正も加速されることになる。この局面を迎え、日弁連意見への期待は、高まっている(実績として、「イノベーション促進に向けた著作権制限規定」や「限定提供データ」に関する意見等)。

3 国際的活動

(1) 概観

知財司法制度は、常に、国際的・制度間競争のなかにある。すなわち、知的財産紛争は、複数の国の裁判所で同様の紛争が同時進行する可能性が高く、かつ、最先端の知的財産法上の新論点の問題となることが多いため、常に迅速かつ適切な手続のもと、変化の激しい知的財産紛争を公正妥当に解決する合理的で安定的な知財司法制度を整備し続けなければならないという、国家間競争をしている。ここで優位な国際的立場を日本の知財司法が確保するためには、国際的活動による国際的プレゼンスの拡大が是非とも必要である。そこで、日弁連知的財産センターは、i.国際知財司法シンポジウムにより、日本及び海外の知財裁判官、知財弁護士、特許庁等の相互交流を図ること、及び、ii.海外調査により、海外の知財裁判官、知財弁護士、特許庁等との現地での意見交換を実施し、その成果を公表することを軸として、国際的活動に積極的に注力してきた。これら成果の一部は、日弁連や弁護士知財ネットのWebサイトを通じて閲覧できる。

(2) 国際知財司法シンポジウム

まず、主な国際知財司法シンポジウムとしては、弁護士知財ネットを含む関係機関の協力を得て、2011年の日米、2015年の日米英仏独(知的財産高等裁判所創設10周年記念)、2016年の日英仏独、

2017年のASEAN+3(ブルネイ・カンボジア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナムに日・中・韓の3か国を加えた13か国)、及び、2018年の日米英仏独による各国知財司法シンポジウムがいずれも日本で開催された。たとえば、2015年の日米英仏独の国際知財司法シンポジウムでは、世界的に話題となっていたフランド宣言に関連する特許訴訟上の諸論点を題材とした5か国の各国模擬裁判、それを踏まえた5か国18名の知財裁判官・知財弁護士によるパネルディスカッションなどを実施し、国内外に非常に大きなインパクトを与えた歴史的なものとなった。ちなみに、上記模擬裁判の裁判官は、日本は知的財産高等裁判所の設楽隆一所長(裁判長)・中村恭判事・大寄麻代判事の合議体、米国は日本の知的財産高等裁判所に相当する米国連邦巡回区控訴裁判所のシャロン・プロスト長官、英国は知的財産企業裁判所のリチャード・ヘーコン判事、仏国は日本の最高裁判所に相当する破毀院のアラン・ジラルデ判事、独国は日本の最高裁判所に相当する連邦通常裁判所のクラウス・グラビンスキー判事等という、一流知財裁判官ばかりであった(いずれも肩書は当時)。

これら国際知財司法シンポジウムでは、日弁連のクレオを舞台に(ただし、2011年及び2016年は都合により会場はホテル)、模擬裁判や具体的設例の検討を通じて、あるべき知財紛争解決手法を国際協同のもとに模索してきた。日弁連知的財産センターは、この国際知財司法シンポジウムの意義を粘り強く各方面に強調しつつ、開催実績を積み重ねてきた。その結果、2017年以降は最高裁判所も共催者に加わるまでに発展することとなり、国際知財司法シンポジウムの意義は益々高まっている。

(3) 海外調査

他方、主な海外調査としては、弁護士知財ネットの協力を得て、2014年のインドネシア、2016年のミャンマー、2016年のシンガポール、2017年のベトナム、及び、2018年の台湾の各海外調査が実施された。たとえば、ベトナムでは、ハノイ市人民裁判所、司法省民事経済法局、知的財産庁、税関総局、ベトナム知的財産協会、ベトナム知的財産研究所、

ベトナム弁護士連合会、及び、ハノイ法科大学日本法研究センターを訪問し、意見交換等により交流の実績をあげた。

4 国内関係機関等との情報交換

(1) 裁判所

日弁連知的財産センターでは、その前身の委員会時代である1999年から毎年1回、知的財産訴訟に関する実務の事項について、知的財産高等裁判所(かつては、東京高等裁判所特許部)、東京地方裁判所知的財産権部(かつては、特許部)との意見交換会を開催している。この成果は、知的財産訴訟実務に関する貴重な情報源として認識されており、法律雑誌に掲載して広く周知されている。ちなみに、2018年2月には、「訂正の再抗弁」、「和解等」、「専門委員及び技術説明会」、「訴訟記録の閲覧等制限」、「寄与率」、「テレビ会議の活用」など、ホットなテーマについて、意見交換が行われた。

(2) 日本知的財産協会

日本知的財産協会との意見交換会が、通例年1回開催され、産業界の要望を受け、あるいは、質問に答えるなど、充実した意義深い機会となっている。2018年12月に実施された意見交換会では、「先使用権の判断動向と実務上の課題」、「特許権侵害訴訟における、証拠・立証に関する実務」、「公然実施発明の認定」、「特許権に基づく税関における輸入差止制度」、「平成30年度不正競争防止法の改正(データ利活用促進に向けた制度の創設)」など、実務的な重要テーマについて、意見交換が行われた。

5 中小企業支援

中小企業支援は、わが国の重要政策のひとつであるが、日弁連知的財産センターとしては、i. 弁護士知財ネットとともに、中小企業の海外進出を支援しており、また、ii. 日本全国に展開する「知財総合支援窓口」に全国の弁護士知財ネット会員が支援する仕組みを提供している。

前者の海外進出支援としては、たとえば、弁護士知財ネット九州・沖縄地域会において、中国への進出や取引を行う企業向けに、基礎知識や有益な情報を提供し、さらには日本及び中国の弁護士が連携し

て相談対応を行う、安価かつ定額のリーガルパックを運営している。

後者の「知財総合支援窓口」は、特許庁が全国に設置した知的財産に関するワンストップ相談窓口であり、中小企業や中堅企業等が経営の中で抱える、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する相談を、各窓口支援担当者が受け付ける制度で、全国47都道府県に設置されている。全国の各窓口には毎年、弁護士知財ネットが推薦する会員弁護士が専門家として配置されている。

6 人財育成

日弁連における研修においても、日弁連知的財産センターは、知的財産専門弁護士の育成を目的として、2003年以来、毎年、カリキュラム編成(講師・テーマ選定)から運営に至るまで、中心となって知的財産法研修を実施している。同研修は、法律改正等の動きに合わせたタイムリーなものから、関連業界から講師を招聘した知財関連業界の全体像を概観できるものまで、幅広い内容になっている。

また、日弁連知的財産センターは、弁護士知財ネットとともに、最先端の知的財産課題であるジャパンコンテンツや、農林水産知財等に対応する弁護士を募って活動することにより、活動の充実とともに、人財育成・相互研鑽に努めている。

なお、弁護士知財ネットでは、会員の相互研鑽として、知的財産関係の勉強会を定期的で開催し、かつ、同時にネット配信している。

末吉 互(第二東京)